

令和3年度第2回久留米市中小商工業融資委員会 次第

日時 令和4年2月18日(金)
10:00~
会場 オンライン (Zoom)

1 開 会

2 諮 問

3 議 題

久留米市融資制度に係る諮問事項についての審議

- (1) 緊急経営支援資金(災害事前対策枠)の創設について
- (2) 緊急経営支援資金(災害復旧枠)の一部改正について
- (3) 新規開業資金の一部改正について

4 報 告 事 項

- (1) 緊急経営支援資金(新型コロナウイルス特別枠)の延長について
- (2) 取扱金融機関の追加について

5 そ の 他

6 閉 会

3 商工第 5 5 5 3 号
令和 4 年 2 月 1 8 日

久留米市中小商工業融資委員会
委員長 原口 和人 様

久留米市長 原口 新五

久留米市中小企業融資制度の改正について（諮問）

このことについて、久留米市中小商工業融資委員会規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 緊急経営支援資金（災害事前対策枠）の創設について
- 2 緊急経営支援資金（災害復旧枠）の一部改正について
- 3 新規開業資金の一部改正について

①緊急経営支援資金（災害事前対策枠）の創設について

【概 要】

近年、全国的に自然災害が頻発していることから、国は、事業継続力強化計画認定制度や防災・減災投資促進税制の創設などにより中小企業の強靱化を推進している。

久留米市では豪雨による災害が4年連続で発生しているため、事業者が計画に基づき行う浸水被害をはじめとした災害への事前対策を支援する緊急経営支援資金（災害事前対策枠）を新たに設ける。

資 金 名	緊急経営支援資金（災害事前対策枠）
融 資 対 象	事業継続力強化計画認定を取得し、計画に記載する浸水被害をはじめとした災害への事前対策を行う方で、かつ、市の認定を受けた方
資 金 使 途	災害への事前対策に要する設備資金
限 度 額	1,000万円※緊急経営支援資金のその他メニューとは別枠とする。
利 率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給

【実施時期】

令和4年4月1日

②緊急経営支援資金（災害復旧枠）の一部改正について

【概 要】

久留米市では豪雨災害による浸水被害が4年連続5回発生しており、同一の事業者が複数回被災をしている状況がある。

緊急経営支援資金（災害復旧枠）は、大規模災害被害を受けた中小企業者の復旧を迅速に支援するための融資枠制度であるが、同一事業者が連続して被災した場合、限度額を超えるなど融資を受けられないことが想定されるため、災害復旧枠の融資枠を災害ごとに別枠化する。

資 金 名	緊急経営支援資金（災害復旧枠）
融 資 対 象	激甚災害指定、局地激甚災害指定、災害救助法適用のいずれかに指定された災害、それらの災害と同等の災害として市長が認める災害による被災を受けた方で、かつ、市の認定を受けた方
資 金 使 途	復旧に要する設備・運転資金 （※既存借入からの借換えは不可。ただし、災害復旧枠からの借換えは除く）
限 度 額	1,000万円 ※緊急経営支援資金のその他メニューとは別枠とする。 ※対象となる災害ごと
利 率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給

【実施時期】

令和4年4月1日

③新規開業資金の一部改正について

【概 要】

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行（令和3年）に伴い、個人事業主が法人成りした場合であっても、個人事業主として創業した日から起算して基準年数を経過するまでの間は、創業関連保証を利用できることとなったことに伴い、新規開業資金の要件を追加する。

資 金 名	新規開業資金
要件	<p>次に掲げる全ての要件を備える中小企業者とする。</p> <p>(1) 福岡県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に属する事業を営む者又は営む計画を有する者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 事業を営んでいない個人で、融資実行日から1月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第26項に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」という。））である場合は6月以内）に久留米市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>イ 事業を営んでいない個人で、融資実行日から2月以内（特定創業支援等を受けた者である場合は6月以内）に久留米市内において新たに会社を設立し、かつ、当該会社で新たに事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>ウ 融資の申し込みの日において、久留米市内において個人で新たに事業を開始した日又は会社を設立し新たに事業を開始した日から6月未満の者</p> <p>エ 久留米市内において個人で新たに事業を開始した日から6月以内に法人成りし、かつ、融資の申し込みの日において、法人成りした日から6月未満の者</p> <p>(3) 市が別に定める創業支援等事業を受けた者であること。</p> <p>(4) 適切で確実な事業計画及び経営能力を有すること。</p> <p>(5) 市税を完納していること。</p> <p>(6) 許認可等を必要とする業種については許認可等の取得が確実に見込まれること。</p> <p>(7) 融資資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払能力を有すること。</p>
資金使 途	設備・運転資金
限 度 額	2,000万円
利 率	1.26%（低利率要件を満たす者は1.16%）

貸付期間	10年以内（据置1年以内）
保証料率	0%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給

【実施時期】

令和4年4月1日

報告事項 (1) 緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）の延長

1. 制度概要

資金名	緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）
融資対象	「令和2年新型コロナウイルス感染症」の影響を受けている市内中小企業者
要件	市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者であり、セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）の認定を受けていること。
資金使途	設備・運転資金
限度額	500万円 ※緊急経営支援資金のその他メニューとは別枠とする。
利率	0.8%
貸付期間	10年以内（据置5年以内）
保証料率	0%
利子補給	最初の5年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給
実施期間 （受付期間）	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間終了まで（最長、令和5年3月31日） ※年度中途での指定期間終了の場合あり。

2. 経緯

令和2年5月28日	制度開始（限度額350万円）
令和2年12月1日	限度額拡充（限度額500万円）
令和3年4月1日	1年間実施期間延長
令和4年4月1日	実施期間延長予定

3. 利用実績（令和4年1月末現在）

	件数	金額 合計	平均額
令和2年度	2,014件	57億43百万円	2,852千円
令和3年度 (1月末)	574件	19億70百万円	3,432千円
合計	2,588件	77億13百万円	2,980千円

報告事項 (2) 取扱金融機関の追加について

制度名		現行	新
長期事業資金			
経営安定資金	小口資金	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行
	小規模企業者振興資金		
	短期安定資金		
緊急経営支援資金	一般枠	福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行	福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行
	経済対策特別枠	十八親和銀行 北九州銀行	北九州銀行
	危機関連枠	筑後信用金庫 大川信用金庫	筑後信用金庫 大川信用金庫
	災害復旧枠	福岡県信用組合 商工中金	福岡県信用組合 商工中金
	新 災害事前対策枠	商工中金	りそな銀行 熊本銀行
	新型コロナウイルス感染症特別枠		
新事業展開支援資金		福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫
都心部・地域商業 賑わい創出支援資金		福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫
新規開業資金		福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 福岡県信用組合 商工中金	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金 りそな銀行 熊本銀行

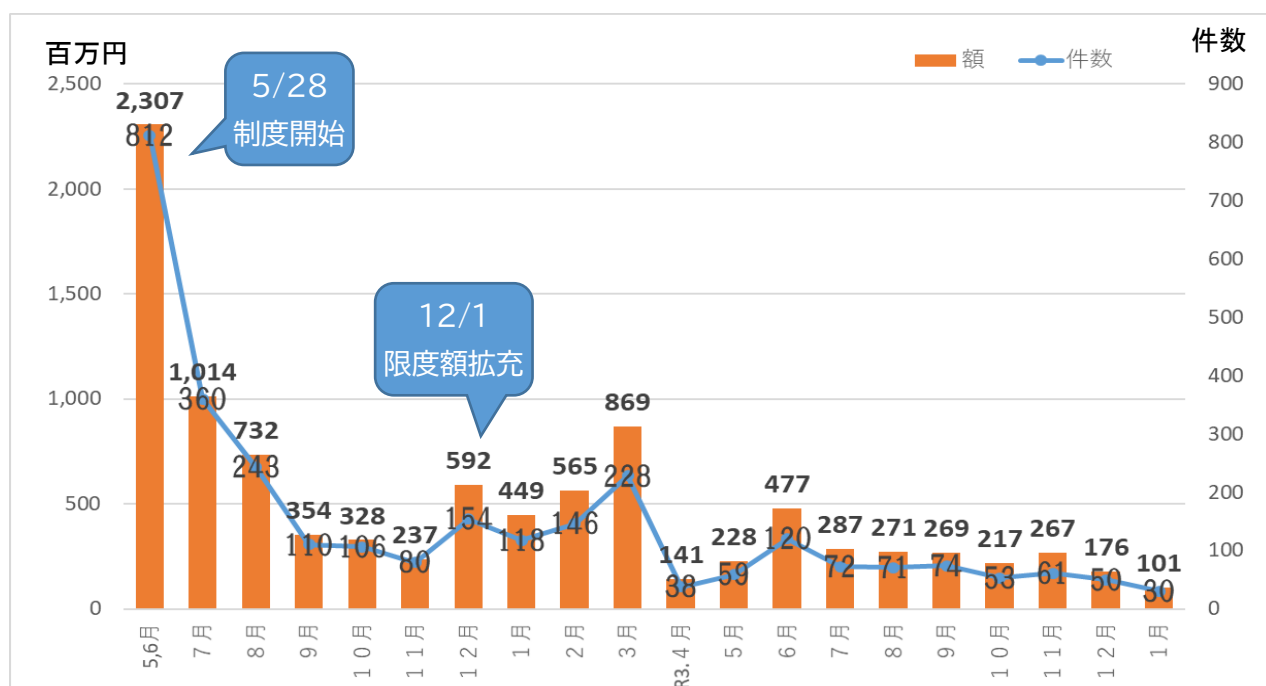
久留米市中小商工業融資委員会

(令和4年2月18日 オンライン開催)

別添資料

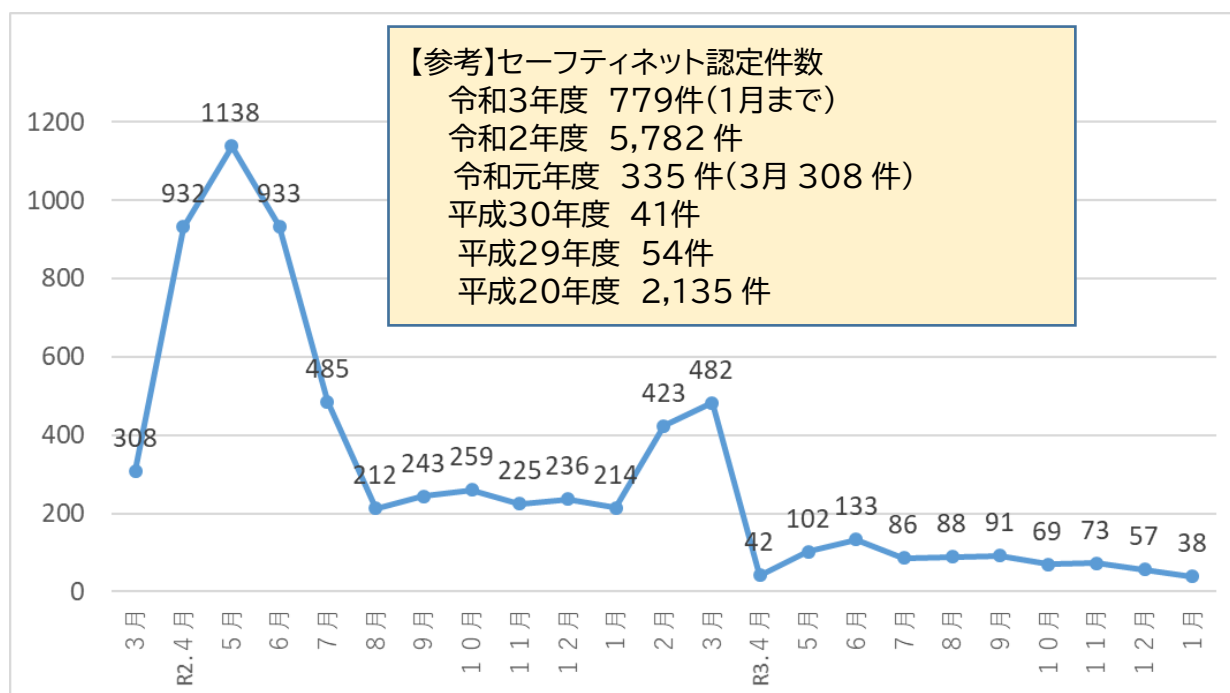
- ① 緊急経営支援資金「新型コロナウイルス感染症特別枠」利用状況
- ② 久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移
- ③ 国・県・市のコロナ関係融資について
- ④ 久留米市中小企業融資のご案内 チラシ
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症特別枠」のご案内 チラシ
- ⑥ 久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金 チラシ

① 新型コロナ枠の申込状況の推移(R4.1末時点)



新型コロナ枠受付開始直後は、最も多い「812件2,307百万円」の融資申込があり、コロナ禍直後の資金需要を支えた。
 令和3年度は、緊急事態宣言下の6月に「120件477百万円」と増加したが、9月末で宣言が解除された後は、減少傾向にある。

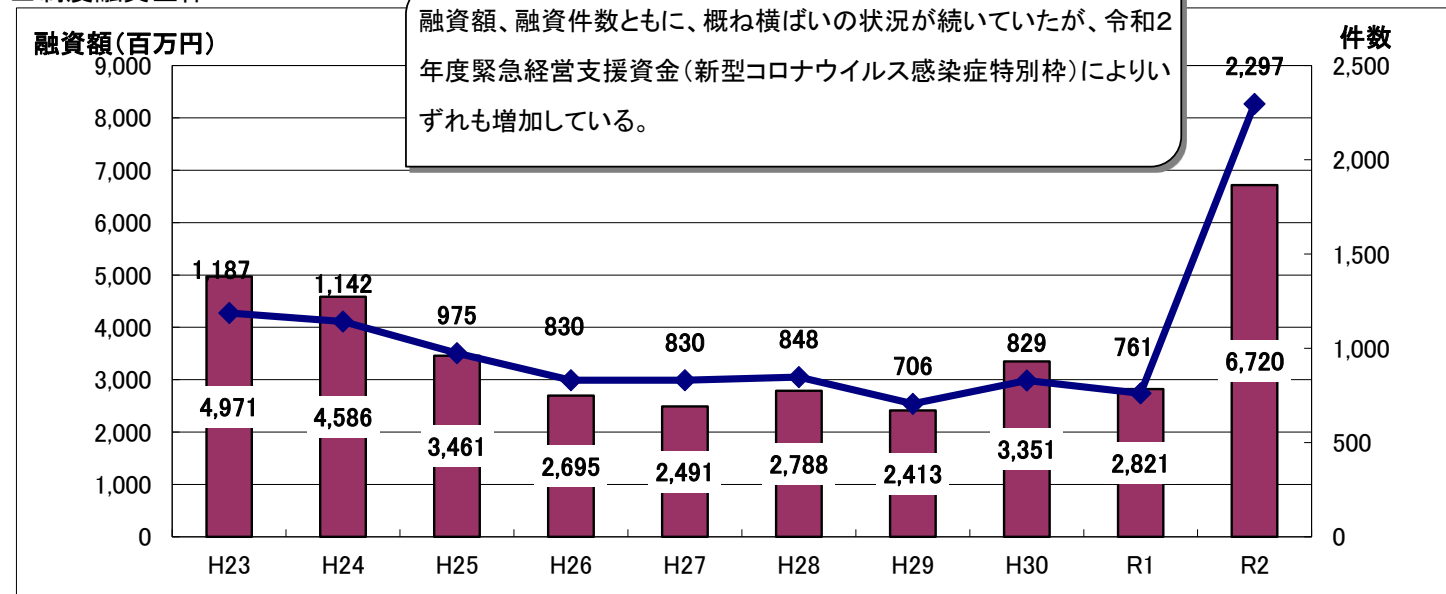
② セーフティネット等の認定状況の推移(R4.1末時点)



令和3年度は、緊急事態宣言下の6月133件以降は、減少傾向にある。

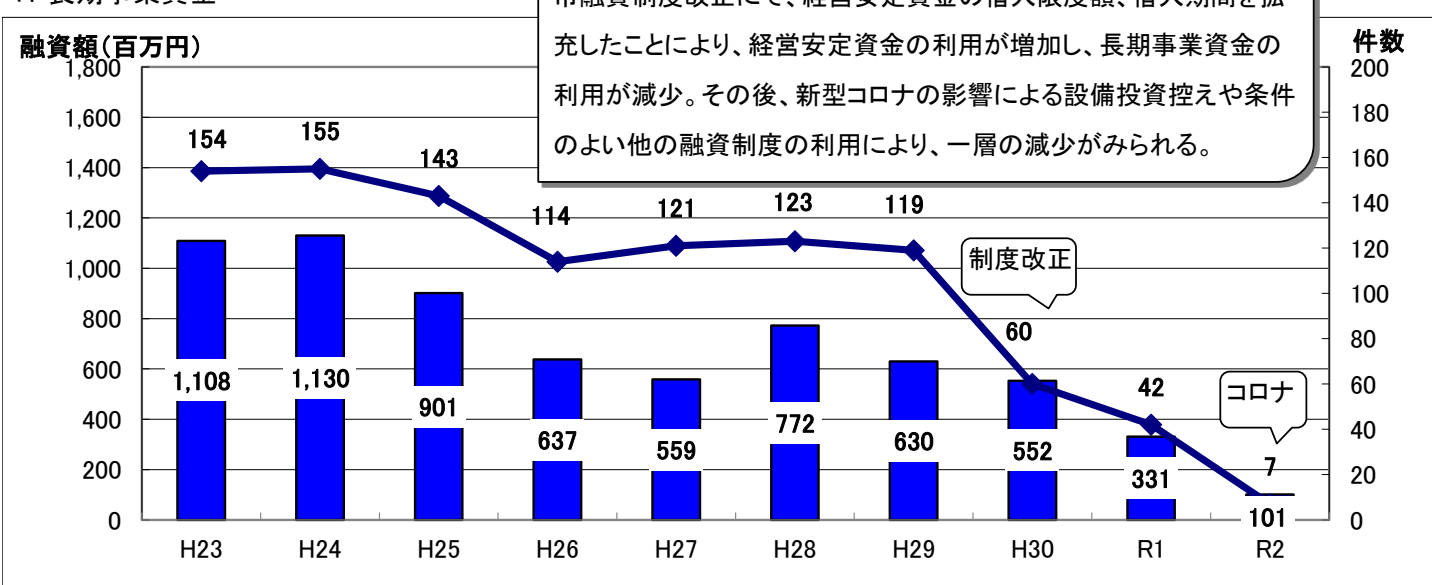
・久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移(平成23年度～令和2年度)

□制度融資全体



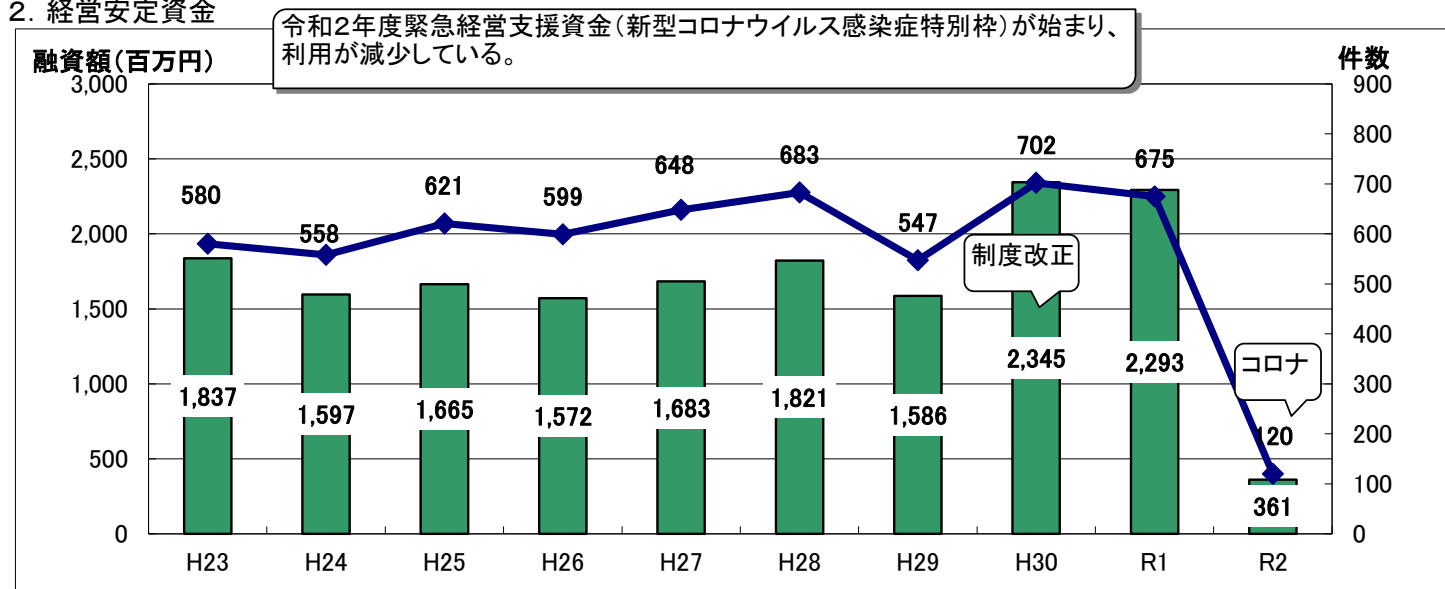
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
融資金額(千円)	4,970,695	4,586,497	3,461,173	2,695,020	2,490,527	2,787,733	2,412,788	3,351,475	2,820,699	6,719,539
件数(件)	1,187	1,142	975	830	830	848	706	829	761	2,297
平均融資金額	4,188	4,016	3,550	3,247	3,001	3,287	3,418	4,043	3,707	2,925
融資残高(千円)	14,668,989	12,520,866	10,499,303	8,609,727	6,981,660	6,251,671	5,615,249	6,031,125	6,000,902	8,991,563

1. 長期事業資金



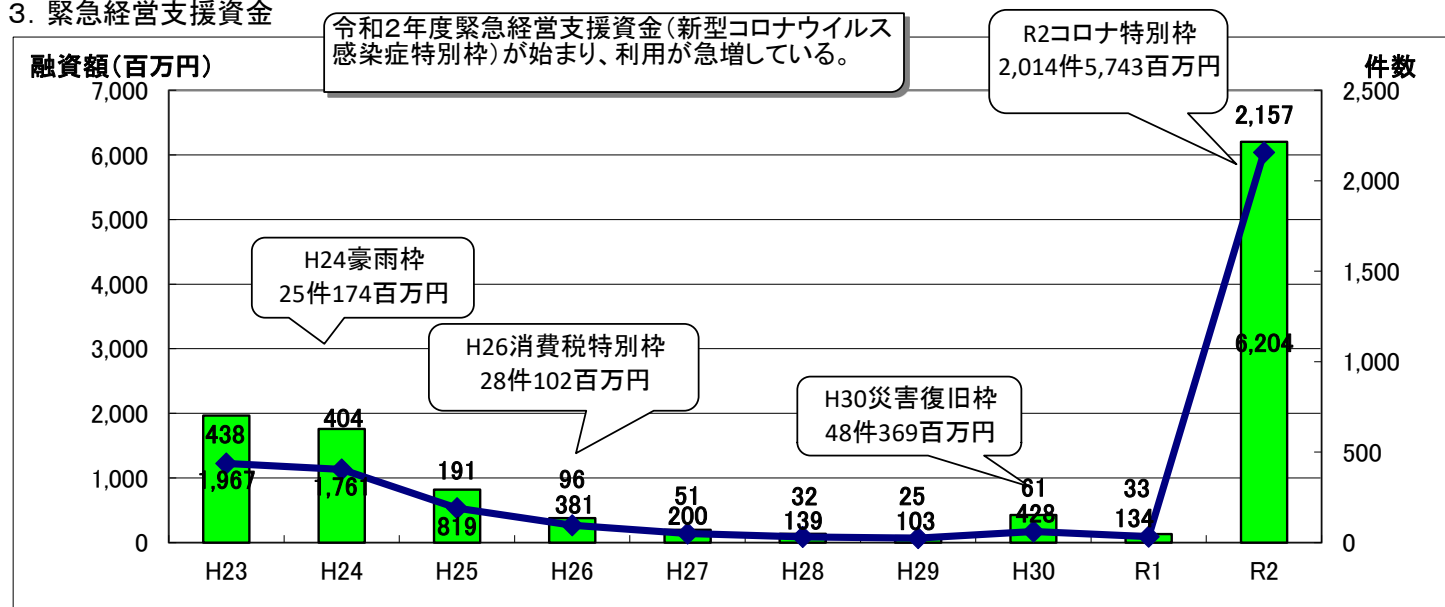
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
融資金額(千円)	1,108,310	1,130,270	900,961	637,466	558,520	771,928	630,170	552,450	331,098	101,169
件数(件)	154	155	143	114	121	123	119	60	42	7
平均融資金額	7,197	7,292	6,300	5,592	4,616	6,276	5,296	9,208	7,883	14,453

2. 経営安定資金



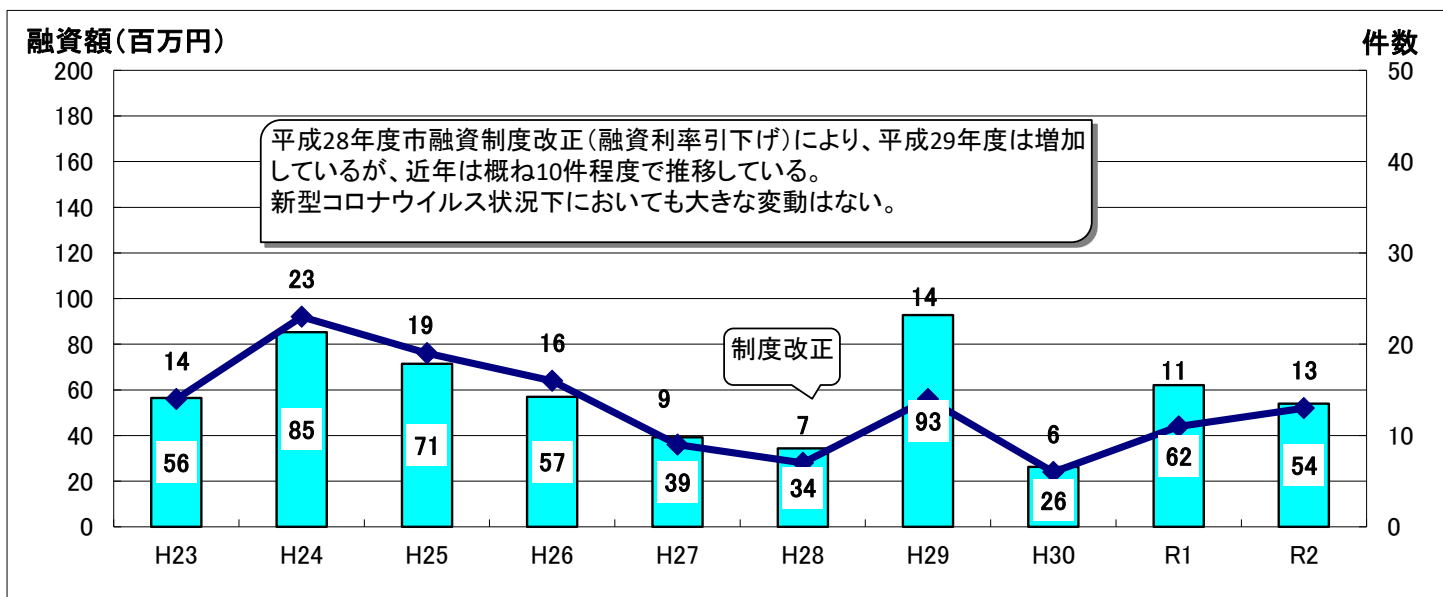
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
融資額(千円)	1,836,635	1,596,795	1,664,915	1,572,350	1,682,764	1,821,227	1,585,688	2,344,921	2,293,331	360,670
件数(件)	580	558	621	599	648	683	547	702	675	120
平均融資額	3,167	2,862	2,681	2,625	2,597	2,667	2,899	3,340	3,398	3,006

3. 緊急経営支援資金



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
融資額(千円)	1,966,950	1,761,095	818,859	381,200	200,000	138,700	102,630	427,810	134,200	6,203,800
件数(件)	438	404	191	96	51	32	25	61	33	2,157
平均融資額	4,491	4,359	4,287	3,971	3,922	4,334	4,105	7,013	4,067	2,876

4. 新規開業資金



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
融資額(千円)	56,400	85,337	71,438	57,004	39,243	34,378	92,800	26,294	62,070	53,900
件数(件)	14	23	19	16	9	7	14	6	11	13
平均融資額	4,029	3,710	3,760	3,563	4,360	4,911	6,629	4,382	5,643	4,146

国・県・市のコロナ関係融資について

		令和3年度	令和4年度
資金繰り	国	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫、商工中金） 【要件】売上高前3年のいずれかと比較し5%減少 【金利】基準金利▲0.9%（6,000万円以内の部分、3年目まで） 【期間】設備20年（据置5年）以内、運転15年（据置5年）以内 【限度額】8,000万円以内	
		新型コロナウイルス感染症特別貸付の特別利子補給制度 上記融資の利下対象範囲の利払利息（基準金利▲0.9%）を3年間補助	
		中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度	
		「伴走支援型特別保証制度」民間金融機関融資 【要件】売上15%減少、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証（R3.12.31終了）のいずれか、経営行動計画書の作成、金融機関の継続的な伴走支援 【金利】金融機関所定 【期間】10年（据置5年）以内 【保証限度額】4,000万円以内（令和4年2月より6,000万円に増額） 【保証料率】実質0.2%（国による補助前は原則0.85%）	
		「経営改善サポート保証」民間金融機関融資（コロナ対応で据置期間延長、保証料率引下） 【要件】中小企業再生支援協議会等の支援を受け経営改善計画を作成、実行 【金利】金融機関所定 【期間】15年（据置5年）以内 【保証限度額】2億8,000万円以内 【保証料率】実質0.2%（国による補助前は0.8～1.0%）	
		信用保証制度	
		セーフティネット保証4号（3月1日まで） 売上高が前年同月比▲20%以上	延長の可能性あり
		セーフティネット保証5号 （全業種指定7月31日まで、535業種12月31日まで。560業種3月31日まで。以降も業種を絞って延長の見込み） 売上高が前年同月比▲5%以上かつ指定業種	
		危機関連保証（12月31日までで終了） 売上高が前年同月比▲15%以上	
		緊急経済対策資金（福岡県） （保証料率0%はSN4号、危機関連保証指定期間まで） 【要件】セーフティネット保証等の認定 【金利】1.3% 【期間】10年（据置2年）以内 【限度額】1億円以内 【保証料率】4号・危機関連保証（R3.12.31終了）0%（県が全額負担）、5号0.7%	
	緊急経営支援資金 新型コロナウイルス感染症特別枠（久留米市） （令和4年3月31日まで。令和4年度延長予定） 【要件】セーフティネット保証4号、危機関連保証（R3.12.31終了）の認定 【金利】0.8% 【期間】10年（据置5年）以内 【限度額】500万円以内 【保証料率】0%（市が全額負担）	利子補給制度 特別枠の利払利息を5年間補助	
	緊急経営支援資金 一般枠（久留米市） 【要件】売上10%減少、セーフティネット保証の認定、災害被害のいずれか 【金利】1.46%（セーフティネット保証時1.26%） 【期間】7年（据置1年）以内 【限度額】1,000万円以内 【保証料率】0.45～0.84%		
その他	新型コロナ特例リスケジュール（中小企業再生支援協議会） 既往債務の負担軽減支援 既往債務の元金返済猶予を中小企業に代わり、協議会が金融機関に要請を行う。 資金繰り計画策定における金融機関調整 中小企業が作成する1年間の資金繰り計画策定を協議会が支援。また、つなぎ融資について協議会が代わりに金融機関調整を行い資金調達を支援する。		

※令和4年2月時点の情報で、今後変更されることがあります。